

山林所有構造からみた天竜林業の特質

藤原三夫・有木純善

The structural characteristics of the forestry in Tenryu district
on the evidence of the structure of the forest-land possession

Mituo FUJIWARA・Sumiyosi ARIKI

要 旨

本報告は、天竜林業の構造的特質を解明するため、天竜地域の旧熊村熊地区（現天竜市）を対象に、主として山林所有構造の分析を行なったものである。

熊地区での山林は広範な農民層によって所有されてきたが、こうした山林所有に変化が起るのは明治中期及び昭和初期である。この2つの時期に、村内上層の没落を契機として村外者による山林所有が形成された。しかし、村外者による山林所有の拡大は、中・下層から浮揚する農民によって制約され、後に村外者所有山林は彼等によって買戻されていった。同時に、これら農民は木材流通・加工過程をも担ってきたのである。

こうした推移の中で、熊地区の山林は明治18年以降今日まで村内農民が大半を所有してきた。

このような山林所有構造を形成しえた基盤は、村として食料の自給が絶対的に不可能な土地条件の中であってその不足分を補うに足る商品作物の生産を行なった、農民の生産活動にあった。

以上のような熊地区での山林所有構造の分析結果からみて、天竜林業の構造をいわゆる地主林業型構造とする船越氏の見解に対して直ちには賛成しがたい。なぜならば、熊地区ではそれと対立するいわゆる農民林業型構造を示しているからであり、竜山村の実態についても、不明な点が残されているからである。

【 は じ め に

天竜林業地域では、かなり早い時期から大量の木材生産と人工造林が行なわれてきた。

ところで、天竜林業は林業構造上どのような特質を有しているであろうか。数多く存在する大竜林業に関する文献・研究の中で、具体的な調査分析に基づき、このことに直接触れられたものとして船越昭治氏の研究報告がある。船越氏は、竜山村下平山地区を対象に土地台帳により山林所有・移動の状況を分析され、竜山村の戦前の林業構造を「地主林業型構造¹⁾」とされた。更に天竜林業地域について「流送から陸送への転換、製材業資本および山元伐出資本の形成とその相剋、商人資本の流域支配と不在地主的山林所有の形成という過程が、育林地帯²⁾という地帯形成を完成させながらこれほどダイナミックに展開された地域も珍しいであろう」とみておられる。氏の

主張をもう少し詳しくみよう。

下平山地区で土地台帳が作製された明治19年当時の山林所有は、「名主系譜の御室家を預点とし…重立支配が核として存在したが、入会地解体後の農民所有が広汎に分布されていた³⁾」。そして「育林経営は農民生産を広くとらえ⁴⁾」、山林所有の「地域的拡散化および集積の度合いはそれほど激しくはない⁵⁾」状態にあった。こうした中から御室家を中心とする重立支配者層が、地場廻船業あるいは製材・伐出業等流通過程を担う商人資本として抬頭し、山林集積にも乗り出す。しかし、彼等は⁶⁾地方銀行投資の失敗あるいは「流域の製材・伐出業との対抗関係において挫折ないし⁷⁾敗退⁷⁾」の過程で、早い者は明治末、大正初期から没落に向った。その村内地主の没落過程に対応して不在所有が形成された。つまり、「在地地主型所有者」が「下平山における不在所有形成のパイプになる⁸⁾」と共に、以降不在地主を形成する流域商人資本による「山地農民層支配のエージェントとして編成され⁹⁾」たのである。別の言い方をすれば、流域商人資本が「土地確保・労働力供給の中間媒体として在地地主の代人化を進める¹⁰⁾」過程で、農民的な山林所有を支配する基礎が確立し、「地主林業型」構造が形成されたと、されている。

天竜林業の構造に関する船越氏の見解は以上のように要約できるが、果して氏の様に天竜林業の構造を「地主林業型」構造といいきれるだろうか。われわれは、天竜林業に関する既存資料の検討と現地での予備調査の結果、氏の見解にいささか疑問を持った。というのは、天竜地域において竜山村と共に早期から林業が展開された阿多古川筋ではずいぶん様相が違うからである。例えば表一1の天竜地域旧15ヶ町村での村内者所有山林面積比率の推移（この指標が持つ意味はすぐ

表一1 旧町村内山林の村内者所有面積比率の推移〔天竜地域〕 (%)

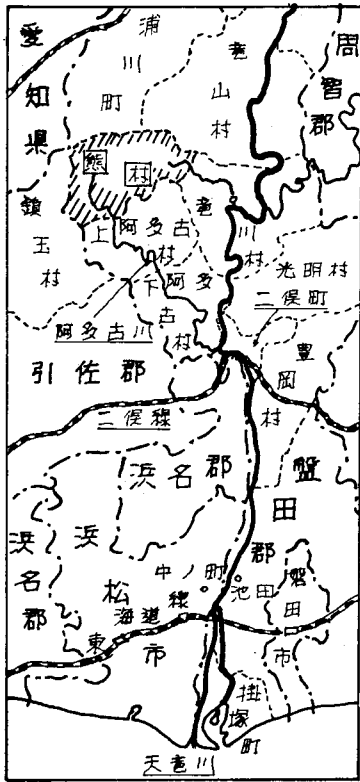
	熊	上阿多古	下阿多古	竜川	光明	二俣	竜山	佐久間	浦川	山香	城西	犬居
昭和2年	75	89	71	75	92	50	61	68	61	43	98	77
昭和10年	68	86	50	73	78	47	34	65	61	35	63	71
昭和31年	81	83	78	68	84	70	35	70	68	48	58	75
	気多	熊切	水窪	天竜平均	〔資料〕 昭和2年；静岡県「天竜川流域の林業」P.40～42 (1929) 昭和10年及び31年；兼岩芳夫「天竜林業発達史」P.49～50 (1956) から作製。							
昭和2年	51	82	72	69.2								
昭和10年	46	78	69	62.8								
昭和31年	53	84	60	65.3								

後にみる)をみても、昭和10年以降村内者の所有比率が村外者のそれを一貫して下回るのは15ヶ町村のうち竜山村と山香村だけである。このことからしても、竜山村の場合をもって天竜林業全体の構造を直ちに論じうるのは疑問である。

そこで、ここでは竜山村と対極的な状況を呈する旧盤田郡熊村大字熊地区（現天竜市）を対象地として取り上げ、そこでの山林所有構造を分析し、竜山村との違いを明らかにした上で、天竜林業の構造的特質を考えてみたい。

林業生産にとって重要な生産手段である山林の所有構造が、地域林業の展開を左右する程の重要性を持つことは、一般的に知られている。それ故に、船越氏も山林所有構造の分析を主張の基礎に据えられたと思われる。同様に、われわれも山林所有構造の分析から始める。

なお、山林所有構造をみる場合、山林を村内者が所有するか否かを示す村内者（村外者別）所有山林面積比率は重要な指標となる。なぜならば、農民の生産・生活の再生産圏であった旧村範囲内に所在する山林は、山村農民にとって重要な生産手段であり、山林を村内者が所有するか否



図一 熊村位置関係図

かが村内農民の経済力を左右するからである。従って、それはまた、林業の生産様式にまで影響を与えるからである。

熊村の位置関係は図一に示す如くである。

Ⅱ 旧熊村熊地区（現天竜市）における 山林所有構造

(1) 山林所有の時期区分

ここではまず、土地台帳が作製された明治18年以降の熊地区内山林の村内村外者別所有面積比率の推移をみながら、それに基づいて山林所有の時期区分を行なう。表一の村内者（従って村外者）の所有比率の変化からみて、熊地区での山林所有は、明治18年→24年（Ⅰ期とする、以下同様）、明治25年→大正12年（Ⅱ期）、大正13年→昭和9年（Ⅲ期）、昭和10年→35年（Ⅳ期）および昭和36年以降（Ⅴ期）の5期に区分できる。Ⅰ・Ⅲ・Ⅴ期は村内者所有比率の減少期、Ⅱ期はそれの安定ないしは微増期、そしてⅣ期は増加期として把握できる。ただ、こうした変動はみられたが、

表一 熊地区山林の所有者居住地別所有面積比率の推移（％）

	明18	明24	明30	明45	大6	大12	大15	昭6	昭9	昭15	昭21	昭30	昭36	昭45	昭52
A 共有社有	74.1	75.3	75.7	76.3	76.8	76.2	73.5	69.3	64.7	69.0	68.2	69.1	71.5	68.3	66.0
共報社村	12.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	1.5	1.5	1.7	1.6	1.6	1.6
小計	87.4	75.8	76.2	77.0	77.5	76.9	74.2	70.0	65.3	71.0	70.2	71.3	73.6	70.4	68.1
B	12.4	21.5	23.4	22.9	22.4	22.9	23.8	26.4	30.3	24.6	23.7	23.1	20.5	19.2	17.3
										(0.0)	(0.0)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.4)
C	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.4	0.2	0.4	0.2	0.3	0.3	0.5	0.5
D				0.1	0.0	0.2	1.5	2.9	3.6	3.6	4.5	4.9	5.0	7.2	9.0
							(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(1.8)	(2.1)	(3.9)	(4.7)
							[0.1]	[0.1]	[0.1]		[0.1]	[0.1]			[0.0]
E	0.0	2.5	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.4	1.4	0.3	0.6	2.7	5.1
										(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.9)	(1.5)

〔注1〕 森林総面積は、昭和48年現在1980.70haである。ただし各年必ずしも総面積には一致しない。

〔注2〕 A；旧熊村（私有林）＝大字熊・大栗安・神沢

B；隣接地域＝旧静岡県磐田郡上・下阿多古村・竜川村・竜山村・浦川町，旧引佐郡鎮玉村，旧愛知県八名郡

C；旧磐田郡二俣町

D；都市部（天竜川下流域）＝現浜松・浜北市・磐田市，磐田郡竜洋町・豊岡村

E；流域外＝静岡県・愛知県のA～Dを除く地域及び他府県

〔注3〕 () 熊村居住者から転出者への相続面積比率で内数

[] Dのうち掛塚・池田・和田地区居住者の所有比率で内数。

〔資料〕 「土地台帳」，「土地移動登記簿」から作製。なお面積は「森林現況簿」（昭和48～52年）で更生。

各時期とも村内者の所有比率は65%以上を占めてきた。

次に、各時期における村外所有者の居住地と、居住地別村外者の所有山林面積比率¹¹⁾の変化を概観しておこう。まず、全期を通じて隣接地居住者が村外者所有山林の過半を占めていたことを確認できる。さて、Ⅰ期からⅡ期にかけての村外所有者は、ほぼ熊村の隣接地居住者に限られた。Ⅲ期も隣接地居住者による所有が中心であるが、他方、都市部¹²⁾(天竜川下流域)居住者による山林取得がみられるようになり、以後一貫して彼等の所有比率は増大する。これに対し、隣接地居住者の所有比率はⅣ期以降減少し、現在までその傾向は変らない。つまり、Ⅲ期以降村外所有者に一定の交代がみられ、都市部居住者の山林取得が中心になっていく。またⅤ期になると新たに流域外¹³⁾居住者による山林取得が進行する。しかし、Ⅴ期における流域外居住者あるいは都市部居住者の所有比率の上昇は、熊村からの転出者への相続によるものがほとんどであり、売買関係による山林移動とは異なる点に注意する必要がある。Ⅴ期における隣接地居住者の所有比率の減少も、その原因は熊村の場合と同じである。つまり、昭和36年を境に山林所有者構造は変化したと考えられる。

そこで、まず昭和36年までの過程について考察し、その後に36年以降をみることにする。

(2) 村内者による山林所有の動向

前述の如く、熊地区での山林所有は村内者を中心に形成されてきた。表—3で、村内者の所有

表—3 村内者の山林所有規模別戸数の推移〔熊地区〕

	明18	明24	明30	大6	大12	昭6	昭9	昭15	昭21	昭36
1ha未満	33戸	21	30	40	37	43	42	41	42	41
1～5ha	45	54	50	35	36	40	39	32	37	39
5～20	28	29	28	31	29	38	29	31	31	33
20～50	9	15	19	14	11	7	9	12	12	12
50～100	6	4	5	5	6	5	6	6	5	6
100ha以上	2	1	1	1	1	1				
計	123	124	133	126	120	134	125	122	128	131

〔注1〕 熊村熊地区の所有者のみ計上

〔資料〕 表—2に同じ。

山林面積規模別戸数の推移をみよう。これによると、100ha以上層の変化が目立つものの、大きな変化はみられない。しかし、以下で述べるように、その内部ではかなりの変化がみられるのである。いま、村内上層(50ha以上層)を一時的にでも構成したことのある全所有者を取り上げ、その形成と没落過程を通じてみてみよう。それを示したのが表—4である。

村内上層が大きな変化を示すのは、Ⅰ・Ⅲ期においてである。この時期の変化は、村内最上層の没落傾向と中・下層の上昇、つまり村内上層の交代として現われている。すなわち、熊地区での村内者の山林所有は一見安定的な様相を呈しながら、その内部では上層の没落を契機に上昇する中・下層が絶えず用意される構造を示している。そのことを以下でより詳しくみよう。

明治18年当時、村内山林所有の最上層で1～3位を構成していたのは、旧名主系譜の有力者であった。このことは藩政期以降の村内支配者層としての地位の延長上に、山林所有が形成されてきたことを物語っている。しかし、これら旧名主層の旧時代的影響力もⅠ期にはほとんど消滅したと考えられる。それは藩政期に熊地区を構成していた4郷のうち、1郷の旧入会山(56人記名

表一4 村内所有者上層(50ha以上層)の形成と没落過程〔熊地区〕

名 前	出自	明18	明24	明30	明45	大6	大12	大15	昭6	昭9	昭15	昭21	昭30	昭36	昭45	昭52	最大面積
		%															ha
K. S	◎	87	90	88<	100	100	100	100	99>>	56	56	56	55	54	52	52	156.53
S. K	◎	100>>	55	55	59	66	61	61	54>>	0	0	0	0	0	0	0	126.60
I. M	◎	97	97	98	100	93	100	100>>	0								79.64
O. S①		100>>	50	56>	44	47<	57>>	3	4	3	9	6	9	9	6	6	69.82
A. R		68<	81	87	88	89	89	89	90	90	94	94	97	97	97	100	90.28
O. S②		82	77	74	66	70	73	73	82	84<	100	99	97	99	99	99	74.28
A. H		100>>	76	67	67	64>>	36>>	12>	1	1	1	1	1	1	1	1	60.87
O. K①		99>>	1<	95	91	92	100	100	93	89	90	90	88	88	89	89	51.42
Y. K		81<	97	100>>	88>	73>>	6	6	7	6	9	9	9	9	9	9	51.45
O. S③	◎	50	49	49	58	58	58	58	66	72	78	78	83	87	87<	100	56.37
K. W		27	35	43<	71	72<	83	83	88<	100	100	100	100	100	100	100	87.06
T. S		17<	63	68	74	75	75	80	80<	97	97	98	98	100<	75	59	65.70
O. K②		17<	44	48	57	58	61	61	61<	100	96>>	74	74	74	82	86	61.26
H. T					1	2	3	4	11<	27	32	32<	49<	85<	100	100	90.24
50 ha 以上	林家 (a) (b)	8戸 45.3%	5	6	5	6	7	8	6	6	6	5	5	6	5	7	
			28.9	32.2	30.6	34.1	38.4	43.2	36.5	32.8	33.7	29.8	28.3	32.5	29.0	37.0	

〔注1〕 各所有者の所有山林面積の最大値を100%とした比率で表示。

〔注2〕 ◎は旧名主の系譜を引く山林所有者である。

〔注3〕 (a)は戸数, (b)は村内者所有山林面積に占める割合である。

〔注4〕 >> (20%以上), > (10~20%) 減少を, << (20%以上), < (10~20%) 増加を示す。

〔資料〕 表一2に同じ。

表一5 明治22年入会山分割の結果〔熊地区〕

取得規模	5反未満	5反~1町	1~2町	2~3町	3~5町	5~10町	計	面積計 〔〕内は実測
戸 数	7戸 (16.2)%	15 (34.9)	10 (23.3)	4 (9.3)	4 (9.3)	3 (7.0)	43 (100)	76.58.01 〔246.32ha〕

〔注1〕 総筆数は166筆。また取得筆数は1~16筆に分散している。

〔注2〕 取得面積規模5~10町, 3戸のうち1つは7人共有(5町3反2セ)である。

〔注3〕 土地台帳から作製。

共有林)が明治22年に個人分割された際の経緯から窺える。この共有林は, 旧入会山の権利者40人とそれ以外の村内者2人計42人の個人有地と, 7人の共有地に分割されている。分割後の個人取得面積規模は表一5のように, 最高9町9反余から最低1反8畝まで分散しているが, 大半は1~2町を中心に2町以下に集まっている。この中で旧名主系譜の農家は平均規模の1町8反余を取得したに過ぎない。これに対し, 明治21年に山林所有規模が20ha未満であった中・下層が, 分割地を2町以上取得した10戸のうち9戸を占めていた。これらの上昇する中・下層の経済基盤は不明だが, 以降更に山林集積に向い上層を構成するT. S, O. K②家(表一4参照)や, 明治36年に水力製材を, 明治44年に電力製材を開始するF. K, K. T家等の存在からして, 木材関連業などで経済力を持った層が共有林の分割を促したと思われる。

一方, この期に村外者に取得される220ha余の山林のうち, その3分の2に該当する150ha弱の山林を売却したのが, 旧名主系譜のS. K家他2戸の村内上層(O. S①家, 一時的にてはあ

るがO. K①家)であった。

こうした村内上層の没落と、一部の中・下層の上昇傾向は、Ⅲ期に至りより明確に、しかも拡大された形で再度登場してくる。

さて、Ⅲ期つまり大正12年から昭和9年にかけての時期は、第1次大戦後の好況から不況、恐慌へと大きく変動する時期であった。

明治18年に村内上層を形成していた8戸のうち4戸は、この時期に完全に没落し、また他の1戸は所有面積が半減する。一方、この時期以降に上層として登場する層は、着実に山林を集積し

表一6 村内山林所有者のⅢ期における所有山林面積の変化と所得構成〔熊地区〕

大6→ 昭15 山林面積 増減区分	山林所有 階層区 分	戸数 (商 工業 者) 戸	昭3.1 戸当り 平均所 有山林 面積	大6→ 昭15 1戸当 り平均 増減面 積	所有耕地面積				昭3所得構成〔1戸当り平均〕					
					田		畑		所得計	農業	林業	給与	利子 配当	商・ 工業
					自作地	貸付地	自作地	貸付地						
10ha以上 増加	50ha以上	3(1)	63.4	20.5	18	40	104	—	円 3,839	円 65	円 2,969	円 20	円 482	円 133
	20～50ha	2	34.4	12.5	24	5	162	—	3,675	227	3,035	24	392	—
	20ha未満	4(3)	11.0	18.1	—	—	—	—	750	—	350	—	—	400
0～10ha 増加	50ha以上	1	81.0	4.4	39	73	20	53	1,582	80	1,170	—	332	—
	20～50ha	3(1)	29.7	2.8	9	32	61	13	1,973	135	1,290	90	423	34
	20ha未満	9(3)	11.4	5.2	7	—	35	—	1,137	69	795	57	16	156
0～10ha 減少	50ha以上	1	51.4△	1.5	—	103	103	—	4,019	105	3,605	309	—	—
	20～50ha	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20ha未満	6(3)	8.8△	6.4	1	—	14	—	630	8	349	—	—	246
10ha以上 減少	50ha以上	2	112.7△	76.2	2	132	67	77	10,289	204	9,205	142	739	—
	20～50ha	1	45.7△	45.9	—	—	—	—	2,517	—	2,412	105	26	—
	20ha未満	3(1)	15.2△	24.2	11	—	13	—	935	23	612	—	20	243
平 均		35 (12)	28.5△	2.7	7	18	43	7	2,066	72	1,635	45	162	163

〔資料〕 昭和3年「所得金額申告書—300円以上」及び「土地台帳」等から作製

表一7 製材工業の推移〔熊村〕

	工場数	馬力数	製材能力	原木消費量(a)	村内素材生産量(b)	a/b×100
大正元年	6	41HP	石 16,550	石	石	%
大正8年	4	48	14,600	10,350	15,750	65.7
昭和2年	5	52	15,900	11,150	15,600	71.5
昭和10年	4	58		8,500	(8,299)	
昭和34年	5	110		16,000	30,379	52.7

〔資料〕 大正元年；『熊村誌』P.147～148

大正8年，昭和2年；静岡県「前掲書」，P95～96

昭和10年；全国山林会連合会「天竜川流域林業経営調査報告書」P.119，(1938)，()内数字は産業統計台帳，

昭和34年；林業金融調査会「林業金融基礎調査報告(83) —静岡県天竜市熊地区—」(1961)P.71

ていく。その意味で、その後の村内者による山林所有の姿はこの時期に確立したといえる。

表一6は、Ⅲ期の村内山林所有者の山林所有面積の変化と、経済基盤を示したものである。この表によると、昭和3年当時、農家の耕地所有規模と山林所有規模とは正の相関を示している。また、上層農家では寄生地主的性格が強い層ほど、この期に没落傾向を示している。それと対極

的なのが、上昇する商工業者並びに自作農としての中層農家であった。この期の村内上層の没落の原因は、金融恐慌を背景とした熊村銀行経営の行詰りによる、債務整理の際の借財によって没落したS・K家を除けば不明である。しかし、ここでは上層の没落よりも、それを契機として上昇してくる中・下層の存在に注目すべきであろう。これら浮揚層の中軸をなしたのは、素材・製材業者であった。熊村における製材工業の推移を表一7でみると、工場数、馬力数とも戦前期には大きな変動はみられない。しかし、聞取りによるとこの期に一部の製材経営者が交代している。この表から読み取れるもう一点は、村内で生産された素材の過半数が地場製材によって挽かれていることである。木材業者は元来商人資本的性格を持つものとしても、この木材業者の蓄積基盤が、譲渡利潤の搾出にあったとは考えられない。また彼等が下流商人資本の買弁として機能したということも当らない。これらの点には後で触れるが、要するに村内素材業資本が製材過程をも取り込み、外部市場に直結したといえる。ここに「農民林業型」構造の一端を窺いうる。

I期を萌芽期とし、Ⅲ期に確立をみた村内者による山林所有構造は、村内中・下層農民の上昇によって形成されたといえる。確かに急激な変化としては現われなかったが、I期には旧時代的支配者層の後退、Ⅲ期には寄生地主層の没落を契機として、村内中・下層は着実に上昇の道を歩んだ。上層の山林売却（没落）によって村外者による山林所有が生じたにもかかわらず、中・下層の浮揚力の故に村内者の所有山林面積比率を70%前後に保ちえたと考えられる。

(3) 村外者による山林所有の動向

村外者による山林所有は、当初は山林の農民的利用を中心とした隣接地居住者による分散的所有であったと思われる。しかし、村内上層のI期における第1次の没落を契機に村外者所有が拡大され、そして明治24年以降大正期にかけての隣接地居住者間の売買を通して特定個人による山

表一8 村外者の山林所有規模別戸数の推移〔熊地区〕

	明 18	明 24	明 30	大 12	大 15	昭 9	昭 15	昭 36
1 ha未満	12戸〔 1〕	14	13	19〔 2〕	21〔 5〕	25〔 7〕	28〔 7〕	23〔 3〕
1 ～ 5 ha	16	17	15〔 1〕	15〔 1〕	31〔 9〕	42〔14〕	33〔11〕	32〔 8〕
5 ～ 20ha	13	13	11	9	11〔 1〕	13〔 1〕	15〔 4〕	11〔 4〕
20～ 50ha	3	6〔 1〕	3	2	2	6〔 1〕	3	2
50～100ha		2	2	2	2	1	2	1
100ha以上			1	1	1	2	1	1
計	44〔 1〕	52〔 1〕	45〔 1〕	48〔 3〕	68〔15〕	89〔23〕	82〔22〕	80〔15〕

〔注1〕 相続による山林所有者は含まない。

〔注2〕 〔内数〕内数字は都市・流域外所有者数である。

〔資料〕 表一2に同じ。

林の大面积所有が表面化してくる。この間の事情は表一8によって窺うことができる。Ⅲ期以降もこうした村外者所有が買われるが、Ⅲ期における村内上層の第2次没落による変動で、都市部居住者の山林所有がかなり広範に形成される。しかし、それもやがて村内農民による買戻し、あるいは村外者間の売買などにより再びⅡ期の状態へ戻っていく。

以上のことは、熊地区に20ha以上山林を所有する村外上層の山林集積過程をみた表一9により、一層明確になる。すなわち、後に大所有を形成する松野本家、田口家等はI期からⅡ期にかけての過程で所有の基礎を築いている。また、隣接地域の20ha以上の所有者層の大半も、同じ時期に所有の基礎を築くが、この層の山林所有は必ずしも安定したものではなかった。村内者の

表一 9 熊地区に20ha以上山林を所有する村外者の熊地区での山林集積過程〔熊地区〕

地 区 名	前	主業	明18	明24	明30	明45	大6	大12	大15	昭6	昭9	昭15	昭21	昭30	昭36	昭45	昭52	最大面積
上阿多古村	田 口	農業	20<31<<60<78	82	82	82	85<100>>80	80>63>>13>0										103.34
	O. K	製材	58	60<75	75	75	73	73<<99	99	99	99	99	100	100	100	100	100	34.18
	O. S	"																31.48
	N. K	農業	53<<100	95>>22>	8	8	8<19	19	19	19	19	19	19	(11)				28.48
	K. K							<13<<94	100>>						4	4	4	22.56
	O. T																	20.78
下阿多古	松野①	商業	21<38<<64	66	66	69	70	72	72	75	74	81	88<100	100	100	100	100	168.33
	" ②		6<<100>>73	77	77	77	77	79	79	79	79	94	94	94	94	94	94	68.20
竜 川	青 山	製材	76<<96	96	95	95	95	100	100>>5	5	5							32.53
	横山銀行								<16>1	1	1	1	1					66.72
浦 川	T. S	商業	18<<100>>74	74>61	61	61	61	61	61	61	61	61	(61)	(61)	(61)	(61)	(61)	21.27
浜 松	N. S	農業					<13	13>>100	100>>33	26<<92	83<93	93						23.35
愛知県	H. K		<<100>>															48.63
20 ha 以上	(a)	戸	3	8	6	5	5	5	5	7	8	6	6	6	4	4	4	
所有林家	(b)	%	39.3	67.8	66.1	67.7	69.8	68.6	61.6	64.0	61.3	61.8	60.0	63.1	53.4	49.4	46.0	

〔注1〕 各所有者の所有山林面積の最大値を100%とした比率で表示。

〔注2〕 (a) は戸数, (b) は村外者所有山林面積に占める割合である。

〔注3〕 >, <, <<, >>の記号は表一3の〔注3〕に同じ。

〔注4〕 横山銀行所有の山林面積が最大になるのは昭和7年である。

〔資料〕 表一2に同じ。

山林所有においても最大の変動期であったⅢ期に、この層は一定の交代を示す。その端的な現われが、青山家の場合である。すなわち柿板元締から製材業へと転換し山元での流通・加工過程

表一10-1 Ⅲ期の都市部へ流出した山林（没落林家所有分）の第1次取得者〔熊地区〕

業態 地域	木材業者	高利貸	利し	その他商人	農林業	その他不明	計
村 内	4人	—	—	—	—	1	5人(19)
隣 接	阿多古	—	—	1	1	—	2 (8)
	竜 川	1	—	1	2	—	4 (15)
	その他	—	—	—	—	1	1 (4)
二 俣	—	1	—	—	—	1	2 (8)
都 市	浜 北	1	1	—	—	5	7 (27)
	浜 松	1	—	—	—	2	3 (12)
	その他	—	—	—	—	—	—
流 域 外	—	1	—	—	—	1	2 (8)
計	7人 (27%)	3 (12)	2 (8)	3 (12)	11 (42)	26人 (100%)	

〔資料〕 表一2に同じ

の中軸を担った青山家は、Ⅲ期に熊地区の山林所有から後退する。そして新たに抬頭した製材業者が山林所有者として登場してくるのである。このことは次のようにいえる。

隣接地居住者所有山林面積比率の一見安定した推移にもかかわらず、その内部においては没落・上昇という両方向の動きを含んだものとして山林所有が形成された。それはまた、村内者の山林所有の形成過程で見られた動きと共通するものであった。

ところでⅢ期にみられるも

う一つの変化は、都市部居住者による山林所有の形成である。表一7、8からわかるように、都市部居住者は大所有を形成することはなかった。表一8のN. S家（浜松市）のように、山林を20ha以上所有し、しかも比較的長期にわたって所有する者は、むしろ例外的であった。都市部居住者が山林を取得した契機は、村内上層（表一4のI. M, O. S①, A. H, K. S, S. K家）の山林売却であった。この山林の1次取得者は表一10—1で示すように、木材業者と高利貸を中心とした商人である。商人の居住地はかなり広範に分布しているが、このことは林地市場がかなりの拡がりを持って形成されたことを示すといえよう。その中で、これら商人は山林ブローカーとしての機能を果たした。彼等は比較的短期間で山林を売却する。そして、この山林を取得する都市部居住者もまた、所有を固定化せず短期間で転売を行なう。表一10—2に示すように5年以下での転売件数が過半数を占めており。彼等の山林取得の目的は投機的利益の獲得にあったといえよう。しかし、こうした過程は熊村内者あるいは隣接地居住者が山林を買戻すことで終息する。表一10—3でみると、村内と隣接地域の木材業者と農家がⅣ期までに大半の山林を買戻し、再び村内者と隣接地居住者（総称すれば山方農民）を軸とした山林所有構造に復帰する。その意味で、都市部居住者による山林所有は一時的な攪乱作用を与えたに過ぎないともいえる。

表一10—2 村外者（都市部）の山林所有年数区分〔熊地区〕

購入時期	所有年数				
	5年以下	5～15年	16～30年	31年以上	計
大 正	60 件 (60%)	35 (35)	3 (3)	2 (2)	100 (100)
昭和戦前	106 (55)	53 (28)	19 (10)	14 (7)	192 (100)

〔資料〕 表一2に同じ

最後に、熊地区山林の最大の所有者である松野本家に触れておこう。松野本家は昭和30年現在、台帳面積400町歩（実測面積788町歩¹⁵⁾）を所有する流域有数の大山林地主である。松野本家の山林集積過程は大きく2期に分けることができる。前期は商人活動によ

表一10—3 Ⅲ期における村外者（都市部）取得山林の最終取得者〔熊地区〕

時 期		大正12年～昭和20年					昭和21年～昭和35年					昭和36年以降					計
地域	業 態	木材業者	商人	農林業	その他不明	計	木材業者	商人	農林業	その他不明	計	木材業者	商人	農林業	その他不明	計	
村 内		5人	—	2	—	7	3	—	5	—	8	—	—	2	—	2	17(43)
隣 接	阿多古	—	—	1	—	1	2	—	3	—	5	—	—	1	—	1	7(18)
	竜 川	1	1	1	—	3	2	—	—	—	2	—	—	1	—	1	6(15)
	その他	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1	1	2 (5)
二 俣		—	—	—	—	—	1	—	—	1	2	—	—	—	—	—	2 (5)
都 市	浜 北	—	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3 (7)
	浜 松	—	—	1	1	2	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	3 (7)
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
流 域 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		6 (15)	1 (2)	5 (13)	4 (10)	16人 [40]	8 (20)	—	10 (25)	1 (2)	19人 [47]	—	—	4 (10)	1 (3)	5人 [13]	40人 (100%)

〔資料〕 表一2に同じ

る蓄積を山林に投入した時期で、明治20年代後半までである。後期は、商人活動を中止し山林地主へと転身した時期で、前期の過程で集積した山林を基礎に所有山林面積を拡大していった。前期の過程で集積した山林は140町歩弱であり、むしろ後期に所有面積は飛躍的に拡大する。また前期は、居住地である下阿多古村を中心に上阿多古・熊村等阿多古川筋で山林を集積するのに対して、後期には気多村等の奥地林を対象に山林を取得していく。ところで熊地区での所有山林はほぼ明治30年までにその過半が取得されており、商人活動を通じての山林集積を窺わせる。松野本家は藩政後期（1820年代）から阿多古川筋で生産された茶・紙の販売を通じて商人としての基礎を築き、以後柿板生産の元締あるいは金貸・質屋をも兼営するに至った在郷の商人であった。しかし、山林所有に乗り出してからは、取得山林への造林は恒常的に行なわれてきた。

松野本家のような安定した地主層を部分的に含みつつ、所有者の交代を内包していたのが熊地区での村外者による山林所有であった。このような構造は、また熊村を含め山方総体としての山林所有構造でもあった。われわれは天竜地域における山林所有構造を、このように捉えたい。それは、没落層の手離す山林を買取る力を持った浮揚層の広範な存在の中で形成される山林所有構造といってよい。このような山林所有構造を呈する地域の農民は、外部商人資本への対抗力を持ちうるといえよう。

(4) 山林所有構造を支えた農民の経済的基盤

これまで、熊地区における山林所有構造を見てきた。以下では、前述の山林所有構造を支えた熊村の経済的基盤として、農民の再生産構造を中心にみていく。その前に熊村での育林生産の歴史をみておこう。

熊村における育成林業は、いつ頃開始されたかは定かでないが、兼岩芳夫氏は植分証文や杉山年季売渡証文等の分析から、「江戸中期以降において天竜の育成的林業は種々制約はあったが…経済的に成立する基礎に立つことができ¹⁷⁾」、また、「天竜川本流沿岸の竜川村、竜山村、支流沿岸の上阿多古村、下阿多古村、熊村を中心として発達したと思われる¹⁸⁾」とされている。柿板生

産の元締層が二俣町、竜川村、下阿多古村に形成されたことを考え合わせると、これら地域での育林の展開は、木材の商品化の進展と表裏の関係にあったといえよう。しかし、藩政期における育林は部分的なものであり、面積的に造林地が過半を占めるようになるのは、明治末期から大正初期にかけてであった¹⁹⁾。

この時期から、熊村の林業生産は育成林業を基軸に展開していった。このような熊村での林業生産の展開状況を踏まえた上で、農民の経済的基盤をみていこう。

さて、一般に農民経済の安定度は、消費生活の中心をなす主食（米・麦）の自給度によって測られてきた。主食の完全自給が不可能な山村においては、不足する主食をいかに調達したかが重要である。ここでは農民的土地利用の範疇に含みうる農地利用と山林の木炭及び椎茸生産利用の範囲内で、主食をどの程

表一11 明治44年における農民経済の安定度〔熊村〕

人 口		2,403人
米	消 費 量 (a)	1,956石
	自 給 量 (b)	701 "
	移 入 量 (c)	1,255 "
	移 入 額 (d)	31,375円
麦	(a)	1,680石
	(b)	1,418 "
	(c)	262 "
	(d)	7,450円
移 入 額 計 (e)		33,825円
商 品 作 物 生 産 額 (f)		25,232円
木 炭 ・ 椎 茸 生 産 額 (g)		14,750円
(f) - (e)		△ 8,593円
(f) + (g) - (e)		6,157円

〔注1〕 (f)には茶・繭、その他工芸作物を含む
〔資料〕 『熊村誌』から作製

度確保しえたのかをみよう。表一11は、明治44年の場合熊村では商品作物と木炭・椎茸のみの販売²⁰⁾によって村内の主食消費財の全てを十分に賄いえたことを示している。つまり、農民的土地利用の範囲において、農民の最低限の生活を確保しうる安定した状態を示している。また、表一12

表一12 農林業生産額構成比率の推移〔熊村〕

		明44	大 4	大 6	大 8	昭 6	昭 8	昭10	昭12
農 業	米	13.3%	12.0	7.1	9.0	10.0	11.1	12.6	16.9
	麦	12.6	13.4	9.7	6.8	8.3	5.6	7.0	7.9
	雑穀・豆	2.2	1.7	0.8	0.8	1.5	1.1	1.1	1.1
	小 計	28.1	27.1	17.6	16.7	16.9	17.9	20.8	25.9
	茶	14.3	12.8	13.0	9.3	7.3	8.7	8.4	8.4
	繭	1.2	2.8	2.8	5.3	7.3	8.2	4.6	4.5
	コウゾ・ミツマタ	0.8				0.6	0.2	0.3	0.2
	その他 工芸作物	2.7	5.5	2.0	0.3	3.4	3.7	3.1	4.6
	小 計	19.1	21.1	17.8	15.0	18.6	20.8	16.4	17.7
	そ の 他	11.3	18.0	19.4	5.2	17.0	13.4	13.7	10.0
林 業	農 業 計	58.5	66.1	54.7	36.8	55.5	52.1	50.9	53.7
	用 材	19.8	17.7	32.3	38.6	30.7	40.3	32.3	29.3
	木 炭	5.1	5.3	3.8	2.3	1.6	1.8	2.9	3.3
	椎 茸	6.0	9.5	4.3	4.7	7.0	1.3	9.5	10.5
	そ の 他	10.5	1.5	4.8	17.6	5.2	4.0	4.4	3.2
	林 業 計	41.5	33.9	45.3	63.2	44.5	47.9	49.1	46.3
	農 林 業 計 (実数)	千円 132.2	75.8	168.7	405.1	121.9	145.5	135.0	153.4

〔資料〕 明治44年は『熊村誌』その他各年は「産業統計台帳」から作製。

の農林業生産額構成比率の推移から窺えるように、商品作物、木炭、椎茸の生産額比率は明治44年以降もほぼ農林業総生産額の25～30%の水準にあり、一応安定していた。大正中期以降農林業総生産額の30～40%を占める用材生産は、家計補完的な地位にあったというよりもむしろ蓄積基盤としての地位にあったといえる。

しかし、こうした中で農民層の分化分解もかなり進んでいた。昭和3年には総数308人(昭和5年の村内総人口2,459人の12%)の林業労働者が析出され、うち専業98人、副業210人で半農半労型労働者を中心にかんりの労働者の存在がみられる。また下層においては小作農化傾向もみられた。しかし、熊村では階層が固定的でなかったことは、何度も述べてきた。その流動性は山林所有の中に象徴的に現われていた。

ところで、熊村の明治初期の交通条件をみると、阿多古川による水運と隣接町村に繋がる6方面への陸路とから構成されていた。この中でも特に力を入れて改良されたのが、二俣一熊線であり、明治34年以降県費補助を受け大正2年には幅員2.7～3.6mの道路として改良を終っている。更に、横山(竜川村)一熊線、波川(鎮玉村一浜名郡方面)一熊線の改良も明治末から大正初期に県費補助をもって開始されている。従って、大正初期には物資の水運から陸送への転換がみられた。こうした変化によって、外部市場との接触・交流が容易になるとともに、市場での情報を容易に入手しうるようになったのである。つまり、日用物資の流通を担う商人による前期

的搾取を排除する一応の条件が形成されたと考えられる。また、これらの条件の整備は、地場製材が村内生産材の過半を挽くことを可能にした。しかし、そのことは立木市場が村外に対して閉されていたことを示すものではない。横山や二俣地区の製材とは常に競合関係にあったし、また昭和期に入ると天竜製材K・K（中ノ町）は山林部を熊村に設置している。地場製材はその中で立木価格を維持する機能を果たしたといえよう。

I・Ⅲ期に旺盛な浮揚力を持っていた中・下層農家や製材業者は、村の経済を支える核でもあった。

(5) 近年における山林所有の動向

昭和36年以降（Ⅴ期）における山林所有の変化として、熊村ないしはその隣接地居住者の都市への流出に基づく村外者所有山林面積の増大がみられる。表—13でわかるように、36年以降は村

表—13 戦後山林所有面積比率推移（熊村及び隣接地域居住者所有分）

		昭21	昭30	昭36	昭45	昭52
熊 村	村 内 者 有	68.2	69.1	71.5	68.3	66.0
	相 続 分	0.2	2.1	2.4	5.1	6.6
	転出者所有分			0.1	0.4	0.6
	計	68.4	71.2	74.0	73.8	73.2
隣 接 地 域	地域内居住者有	23.7	22.8	20.2	18.9	16.9
	相 続 分	0.3	0.3	0.2	0.6	1.8
	転出者所有分			1.1	1.0	1.8
	計	24.0	23.1	21.5	20.5	20.5

〔注1〕 「村内者有」とは、村内者がずっと所有している山林。「相続分」とは、転出者が相続所有した山林で、相続者が他へ転売した分は除いてある。「転出者所有分」とは、転出者の所有分で、これも転出者が他へ転売した分は除いてある。

〔資料〕 表—2に同じ。

内者ならびに隣接地居住者の山林所有面積比率の減少傾向がみられるが、それは、売買によらない転出者への相続あるいは挙家離村による山林の移動の結果である。そのことは、同表で村内者所有比率（あるいは隣接地域内居住者有比率）に相続による流出面積の比率、転出者の所有面積の比率を加えた数値がほぼ一定であることによって裏付けられている。この期に山林を取得した村外者の居住地は、先述のように天竜川下流域や流域外の東京、神奈川、静岡等が中心である。昭和52年ま

でに村内から転出した者による所有の比率は、熊地区山林面積の7.2%（140ha弱）もみられる。昭和30年代後半からの高度経済成長による農工商格差の拡大のもとで、山村の林業後継者が都市へ流出していることを如実に示しているといえよう。

以上のように、36年以降の熊地区での山林所有は、村内者の村外への転出一所有というこれまでになかった移動—所有形態が出現し、しかもそれが激増するという、かつてなかった相貌を呈しつつある。

これまで山林所有構造をみる上で、村外者による山林所有が、村内者の自立的再生産を脅かすものとして村内者の山林所有と対峙させて分析してきたが、ここに至って、その村外所有の意味が異なってきた。従って、山林所有をめぐる村内・村外者間の対立を分析基軸とする、これまでの山林所有の分析手法も、36年以降、その有効性において後退したと考えられる。

Ⅲ 天竜地域における山林所有構造

ここでは、船越氏が分析された竜山村下平山地区と、われわれが分析した熊村熊地区の山林所

有構造を比較検討する。

この両地区の差異は、近代初期に村内上層（在地地主層）を構成した旧重立層が没落する過程で、村内中・下層農民が抬頭しえたかという点と、没落層が「流域商人資本による山地農民層支配のエージェントとして編成され」、商人資本による山林所有が基軸になったか否かの違いにあるといえよう。

さて、ここで、われわれは氏の見解に対して若干の問題点を指摘したい。

まず第1点は、村内・村外者別所有山林面積比率に係わる問題である。竜山村の場合、慶応元年から明治12年にかけて村持山が個人分割され、1筆当りの山林面積規模は大半が1町歩以下であり、大きくても1～2町歩台にある。その中で、氏が「横山村のコケラ元締青山善九郎、掛塚問屋大東屋川島平次郎の共有95町6反8畝が、村持山の囲いこみによってすでに確実に拠点を据えている」とされる、この1筆95町歩余の雑木林をどう理解するかの問題である。この山林の明治19年以前の取得経緯を知るすべはないが、これは下平山地区の最奥部に横断的に連なる山林であり、農民的利用を排除しての囲込みというより、農民的利用の少なかった山林であったと考えられる。それは、下平山地区に存在する160町歩の官有林と近似した性格のものではなかったのか。この山林は以後も分筆されず、また昭和25年静岡県が買上げるまでに、短期間で所有者を変え移動していく。確かにこの山林をめぐる所有関係の変化は、竜山村の山林所有形成の一つの形を示すが、この山林の移動に伴って村内村外者間の所有比率に26%弱の変化を起し、竜山村で一般的にみられた小面積の売買による山林移動の動向をわかりにくくすることから、この95町歩余の山林は除外するなり、別途考察する必要があるのではないか。氏は、昭和9年大阪市の個人に払下げられた官有林には、これを除外する配慮を示されている。そこで、95町歩余の山林を除外して、下平山地区の村内村外者別所有面積比率を示したのが表—14である。これによると、明治

表—14 95町歩余の1筆山林を除外した村内村外者別所有山林面積比率の推移〔竜山村下平山地区〕

	明19	25	30	35	40	45	大5	10	15	昭5	10	15	20	25
	%													
村内	69.5	62.5	61.1	58.8	58.8	58.6	56.4	52.9	50.5	47.2	43.9	44.5	44.1	45.6
村外	4.7	11.7	13.1	15.4	15.4	15.6	17.8	21.3	23.7	27.0	30.3	29.7	30.1	28.6
〔注1〕	×	×	×	×	×	○	○	△	△	△	△	△	×	□

〔注1〕 9568畝08歩（1筆）の山林所有者の居住地域を示すもので、○—村内、×—村外（流域内）、△—村外（流域外）、□—静岡県有を意味する。なお実際の村内村外者別山林所有面積比率は、各年の比率に上記山林面積比率25.8%を加えたものとなる。

〔注2〕 民有林面積は371町4反5畝歩（台帳面積）である。

〔資料〕 船越昭治；前掲書，P.30表—3，P.54表—19を加工した。

19年から25年にかけての村内者所有比率の急減、明治25年以降大正5年までの漸減、大正5年から昭和10年までの急減、および昭和10年以降の漸増傾向が明瞭に窺える。これによると、氏がいわれる、流域商人資本が山元農民を支配したという姿よりも、在地地主の没落を契機に村外者の所有山林は拡大したものの、中・下層農民が山林を維持した、村内者所有優位の山林所有構造をみることができる。

第2点は、天竜地域の代人機能に関してである。氏は、「代人化した在地地主は、商人資本による資金授受の関係においてみずから商人機能を濃くとどめ、土地集散の担い手となった。寄生地主制の必要悪としての代人機能の存在は、資本による徹底的な土地集積の障壁となる一方、資

本の譲渡利潤の分配分に寄生する範囲で展開せざるをえない代人地主も、それじしん地主としての肥大化の途を貫徹できない²⁶⁾」といわれる。土地集散の過程において、代人が手数料以外の利得、つまり譲渡利潤を搾出できたとすれば、それは、村内所有者である農民が山林を窮迫販売する場合か、あるいは山林の価値を知らない商人資本に寄生する場合を想定できる。そうした関係の有無が、具体的に明らかにされる必要がある。氏が、商人資本一代人の関係を端的に示すとされる掛井家（豊岡村）―坂井家において、そうした関係がみられたのであろうか。その掛井家は昭和初期に急激な山林集積を行なっている。掛井家は蚕種問屋であると共に、製材業（金八製材）をも経営した商人資本であった。製材業を営む者なら山元の山林価格については、十分な情報を持っていたと考えられる。とすれば、坂井家が掛井家に寄生しうる余地は少なかったといえないだろうか。一方、掛井家の山林の取得先をみると、下平山地区の御室家等没落層を構成した在地地主、豊岡村の地主および光明村の内山家であった。内山家は東京への移転を契機に山林を売却したので除外すると、問題は在地地主層の山林売却過程である。この時期に、熊地区では広範な林地市場が形成され、没落上層も競売方法によって山林を売却した事例すらみられる。下平山地区での山林売却過程は定かでないが、ここでも広範な林地市場が形成されていたと思われる。というのは、この時期に熊村に現われた都市部商人あるいは山元の商人達が同じく下平山地区へも現われて活動しているからである。従って代人地主は山林の売買過程で、山方農民（没落上層）、商人資本いずれにも寄生しうる余地は少なかったといえるのではないか。また商人資本が山林集積を貫徹できなかった要因を、商人資本と代人との関係の中に求めるのではなく、むしろ村内で山林を維持していた、農民との関係の中に求める必要があったはずである。

第3の問題点は、氏が山元製材資本は流域製材資本との対抗関係の中で挫折したとされる点である。先に〔注6〕でも述べたように、氏のいわれる「流域」とは具体的にどの地区を指されたのかはよくわからない。氏が流域製材資本といわれるときそれが下流域製材資本をさすのであれば、われわれは次のような事実を持って反論したい。すなわち、昭和2年時点での天竜川流域生産材470千尺²⁷⁾のうち、水窪町、熊切、気多村等奥地山村を除く地域の生産材が390千尺²⁸⁾（83%）を占め、そのうち43%に当る166千尺²⁸⁾が山元製材業者（二俣町を含む）によって挽かれた。しかも、こうした山元製材工場は、氏のいわれるような下流製材資本の賃挽き工場ではなかった。山元製材業者と山林所有者との共同出資で設立した「委託商」を通ずる独自の流通経路で、山元製材は東京市場と結合していたのである。そこには、山元製材資本が、下流製材資本に對抗しえた姿をみることができる。

以上のような問題点からして、天竜林業を不在地主（商人資本）と代人（在地地主）の関係が基軸になって展開した「地主林業型」構造とされる船越氏の見解には直ちには同意できない。むしろわれわれは、熊地区でみたように、内部的には山林所有者の交代を伴いながら、村内者による山林所有が基軸となって展開し、流通過程をも山元農民が担った、いわゆる農民林業型構造として天竜林業を捉えたい。ただそれを確定するには、まだ相当の研究の積重ねが必要である。

注釈および引用文献

- 1) 船越昭治・佐々木孝昭 天竜山山村における山林所有の形成（Ⅱ），日林講80，P.7（1969）
- 2) 船越昭治 林業の展開構造と山林所有，岩大演報，3（別冊），P.21，（1971）
- 3) 同上書，P.30，31
- 4.5) 同上書，P.30
- 6) 流域という語が具体的にどの地区を指すのかは不明であるが、「不在地主的所有の内容をみる場合，

初期的支配者として立ち現われるのは二俣・竜川・光明など流域の林業生産を担う商人資本であって、」(P. 54)あるいは「下流部製材資本の山林所有支配が、その過程(在地地主の山林集積過程一筆者)において全くみられなかったわけではない。」(P. 28)という記述からして、この両者を含むと考えられる。しかし、この両者を並列的あるいは同一のものとして捉えることには重大な問題が含まれている。後程改めて取りあげる。

- 7) 船越 昭治 前掲書, P. 35, 54
- 8) " " , P. 32
- 9) " " , P. 35
- 10) " " , P. 54
- 11~13) 各地域の該当市町村は表2の〔注2〕及び図一1を参照
- 14) 明治18年の村外所有者44戸のうち、直接熊地区と接する上阿多古村阿寺地区居住者が22戸を占める。
- 15) 阿部 正昭 大山林地主の成立過程, P. 276第12表, (1962)
- 16) 阿部 正昭 同上書, P. 277第13表一2。
- 17) 兼岩 芳夫 天竜林業発達史, P. 15 (1956)
- 18) 兼岩 芳夫 同上書, P. 14
- 19) 静岡県 天竜川流域の林業, P. 13~14 (1929) 昭和初期の熊村での林分状況から推察すると、31年生以上の人工林が全森林面積の26%, 16~30年生が35%を占め、16年生以上、つまり明治末(大正初期)以前に植林された林分が61%になる。
- 20) 熊村統計台帳によれば、大正中期には木炭生産量の7~8割が愛知県あるいは浜名郡方面に、椎茸は生産量の全量が二俣・森町・静岡市方面に移出されていた。
- 21) 天竜川材木商同業組合沿革史資料
- 22) 船越 昭治 前掲書, P. 30
- 23) 佐々木孝昭・船越昭治 天竜竜山村における山林所有の形成(I), 日林講80P. 7 (1969)
- 24) 船越 昭治 前掲書, P. 31図一2参照。
- 25) 明治23~29年は川島家の単独所有、以降明治42年までの間延4人の手を経て、西ヶ池合名会社(竜山村下平山)が取得し、大正18年まで所有した後、岡崎殖産会社(岡崎市)、東邦電力(愛知県)、天竜木材K. K (浜松市和田村)の手を経、昭和25年静岡県が買上げている。
- 26) 船越 昭治 前掲書, P. 54
- 27) 静岡県 前掲書, P. 31~35, P. 94~99
- 28) 林野庁 昭和52年度山地地域整備計画調査報告書一竜竜地域一(1978)の中の「天竜林業の展開構造」第2章を参照せよ。

Résumé

This paper, aiming to explicate the structural characteristics of the forestry in Tenryu district, is to analyze the structure of the forest-land possession in former Kuma area in Tenryu (now in Tenryu city).

Forest-land in Kuma area had been owned by wide-ranging farmers in the village. It was in the middle of Meiji and early in Showa that this ownership was changed. In these two periods, people out of the village obtained forest-land in accordance with the downfall of upper class farmers. However, the extension of their ownership was restricted by, or even bought back by rising lower or middle class farmers, who simultaneously played leading roll in lumber circulation and lumbering process.

After looking this course of transition, it would be reasonable to say that forest-land in Kuma area has been mostly possessed by farmers in the village since Meiji 18.

It was farmers' production behavior that formulated such forest-land possession. While they were unable to provide themselves with enough food on account of the land condition, they produced commercial crops as sufficient as they could compensate the shortage.

Completing this analysis on the structure of forest-land possession, it would be difficult to agree to Prof. Funakoshi's opinion that "landlord-forestry model" is the typical structure of the forestry in Tenryu district, because in Kuma area, on the contrary, seen was the so-called "farmer-forestry model".